平成２４年（フ）第５号
愛媛県南宇和郡愛南町広見1719番地
債務者　朝倉　美子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第７号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野2746番地の８
債務者　草村　英俊
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字永谷37番地３
債務者　森谷　早苗（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２４号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13494番地32　ひまわりハウスＤ
債務者　大山久美子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原750番地　松本荘11号
債務者　諸見里明美（旧姓前泊）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４９号
沖縄県浦添市宮城４丁目17番11―302号　リオンドール
債務者　惠茂田英忠
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４５号
岩手県北上市和賀町煤孫11地割55番地
債務者　佐々木敏彰
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１７号
岩手県北上市常盤台２丁目５番97号、前住所　岩手県北上市大堤西２丁目３番13号
債務者　樋口　　純
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２８５号
長野市大字三輪1341番地６　ネオ・カーサー田町304号室
債務者　黄　　栄姫
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９７５号
兵庫県芦屋市若葉町６番２―463号
債務者　水谷　啓子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０号
兵庫県尼崎市食満３丁目21番40号　第一パナハイツ山田102号
債務者　浅井美由紀
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５号
宮城県大崎市古川二ノ構３番16―２号　コーポＫＡＳＡＩ―202号
債務者　遠藤美智子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４６６号
兵庫県川西市緑台７丁目８番地の８　1002
債務者　森元　敏彦
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１３号
兵庫県西宮市戸崎町２番15号　下村文化21号
債務者　檜木　保明
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７号
兵庫県尼崎市開明町２丁目34番地の１　ハイツアルペンカイメイ203号
債務者　田中　智恵
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第９９号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目６番１号　春日ハイツＢ―201号
債務者　成尾　幸恵
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０１号
兵庫県尼崎市額田町16番25―305号
債務者　長井　美幸
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係